

【本則関係】

○ 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）	1
○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）	7
○ 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）	17
○ 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）	24
○ 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百五十五号）	27
○ 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	40
○ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）	44
○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	45
【附則関係】	
○ 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）	47
○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）	48
○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）	49
○ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）	50
○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）	51
○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）	52
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）	57
○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）	61
○ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）	64

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）	66
○ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）	65

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 基本的施策</p> <p>第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進（第十二条―第十四条）</p> <p>第二節 中小企業の経営基盤の強化（第十五条―第二十三条）</p> <p>第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（第二十四条）</p> <p>第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実（第二十五条）</p> <p>・<u>第二十六条</u></p> <p>第三章 中小企業に関する行政組織（第二十七条）</p> <p>第四章 中小企業政策審議会（第二十八条―第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 基本的施策</p> <p>第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進（第十二条―第十四条）</p> <p>第二節 中小企業の経営基盤の強化（第十五条―第二十一条）</p> <p>第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（第二十二<u>条</u>）</p> <p>第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実（第二十三<u>条</u>）</p> <p>・<u>第二十四条</u></p> <p>第三章 中小企業に関する行政組織（第二十五条）</p> <p>第四章 中小企業政策審議会（第二十六<u>条</u>―第三十<u>条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p>

(基本理念)

第三条 (略)

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

第四条～第七条 (略)

(小規模企業に対する中小企業施策の方針)

第八条 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

一 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有するこ

(基本理念)

第三条 (略)

(新設)

第四条～第七条 (略)

(小規模企業への配慮)

第八条 国は、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業

とを踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によつて地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。

二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。

三 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

第九条～第十一条 (略)

第二章 基本的施策

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

第九条～第十一条 (略)

第二章 基本的施策

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

第十二条 (略)

(創業の促進)

第十三条 国は、中小企業の創業、特に女性や青年による中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

第十四条 (略)

第二節 中小企業の経営基盤の強化

第十五条 (略)

(海外における事業展開の促進)

第十六条 国は、中小企業者とその事業基盤を国内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における事業の展開に関する情報の提供及び研修の充実、海外における事業の展開に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるととも

第十二条 (略)

(創業の促進)

第十三条 国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

第十四条 (略)

第二節 中小企業の経営基盤の強化

第十五条 (略)

(新設)

に、中小企業者が供給する魅力ある商品又は役務に対する海外における関心及び理解の増進に努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第十七条 国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供の充実、情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十八条〜第二十三条 (略)

第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

5 (略)

(新設)

第十六条〜第二十一条 (略)

第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4 国は、中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

5 (略)

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

第二十五条・第二十六条 (略)

第三章 中小企業に関する行政組織

第二十七条 (略)

第四章 中小企業政策審議会

第二十八条～第三十二条 (略)

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

第二十三条・第二十四条 (略)

第三章 中小企業に関する行政組織

第二十五条 (略)

第四章 中小企業政策審議会

第二十六条～第三十条 (略)

改正案	現行
<p>第一条（略）</p>	<p>第一条（略）</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>2 この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第十五条に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の日前に次条第一項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得た金額につき当該金融機関から資金の融通を受けることをいう。</p>	
<p>3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）</p>	<p>2 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの</p>

二 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

三 〓六 (略)

4・5 (略)

(普通保険)

第三条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。)からの借入れ(手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。)

による債務の保証(保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という。)に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という。)を含む。)をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、

(新設)

二 〓五 (略)

3・4 (略)

(普通保険)

第三条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。)からの借入れ(手形の割引を受けることを含む。以下同じ。)による債務の保証(保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という。)に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という。)を含む。)をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街

商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)を越えることができない保険(以下「普通保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額)電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 (略)

3 第一項の保険関係においては、借入金の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わってする借入金の弁済(手形の割引の場合は手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払)を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金(手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金)は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)を越えることができない保険(以下「普通保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 (略)

3 第一項の保険関係においては、借入金の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わってする借入金の弁済(手形の割引の場合は、手形の支払)を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金(手形の割引の場合は、手形の割引により融通を受けた資金)は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

第三条の二 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形

第三条の二 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形

の割引の場合は手形金額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。この場合において、第三条第三項中「借入金の額のうち保証をした額」とあるのは、「保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額)」と読み替えるものとする。

(流動資産担保保険)

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について当該中小企業者の流動資産(取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権及び棚卸資産に限る。以下同じ。)のみ(当該中小企業者が法人である場合に

の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。この場合において、第三条第三項中「借入金の額のうち保証をした額」とあるのは、「保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額)」と読み替えるものとする。

(流動資産担保保険)

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について当該中小企業者の流動資産(取引の相手方である事業者に対する売掛金債権及び棚卸資産に限る。以下同じ。)のみ(当該中小企業者が法人である場合にあつては、流動資産(必要に応じそ

あつては、流動資産（必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみ）を担保として提供させるものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険（以下「流動資産担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(公害防止保険)

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下

の法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみ）を担保として提供させるものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険（以下「流動資産担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(公害防止保険)

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下

「公害防止保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3（略）

第三条の六（第三条の十（略））

（特定支払契約保険）

第三条の十一 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の特定支払契約（中小企業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権（以下この項において「売掛金債権等」という。）を有する事業者に対して金融機関その他の政令で定める者（以下この項において「金融機関等」という。）が当該売掛金債権等の譲受けその他の経済産業省令で定める行為に基づき金銭を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛金債権等その他経済産業省令で定める債権の額を支払うことを約する契

「公害防止保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は、手形金額のうち保証をした額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3（略）

第三条の六（第三条の十（略））

（特定支払契約保険）

第三条の十一 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の特定支払契約（中小企業者に対する売掛金債権を有する事業者に対して金融機関その他の政令で定める者（以下この項において「金融機関等」という。）が当該売掛金債権の譲受けその他の経済産業省令で定める行為に基づき金銭を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権の額を支払うことを約する契約をいう。）に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者

約をいう。)に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの(以下「特定支払債務」という。)の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が十億円を超えることができない保険(以下「特定支払契約保険」という。)について、特定支払債務の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

第四条 (略)

(保険金)

第五条 公庫が普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わって弁済(手形の割引及び電子記録債権の割引)の場合は、支払。以下同じ。)をした借入金(手形の割引

に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの(以下「特定支払債務」という。)の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が十億円を超えることができない保険(以下「特定支払契約保険」という。)について、特定支払債務の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

第四条 (略)

(保険金)

第五条 公庫が普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わって弁済(手形の割引の場合は、支払。以下同じ。)をした借入金(手形の割引の場合は、手形債務。以

の場合は手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務。以下同じ。）、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。）又は特定支払債務の額から信用保証協会がその支払の請求をする時まで中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。

下同じ。）、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。）又は特定支払債務の額から信用保証協会がその支払の請求をする時まで中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。

第六条～第十四条（略）

第六条～第十四条（略）

附則

附則

1 この法律は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

1 この法律は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

2～4（略）

2～4（略）

5 当分の間、経営安定関連保証（第二条第五項第六号に該当する

5 当分の間、経営安定関連保証（第二条第四項第六号に該当する

ことについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。)を
受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げ
るこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規
定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

ことについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。)を
受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げ
るこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規
定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度及び中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行う者の認定の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条～第八条 （略）</p> <p>第九条 削除</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条～第八条 （略）</p> <p>〔小規模企業者等設備導入資金助成法の特例〕</p> <p>第九条 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第四項に規定する貸与機関が、指定法人の地位を兼ねる場合における同法第十四条の規定の適用については、同条第一号中「全額」とあるのは、「二分の一以上」とする。</p>

第十条～第十二条 (略)

(認定情報提供機関)

第十三条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「情報提供業務」という。）を行う者であつて、情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項並びに情報提供業務の実施に当たつて配慮すべき事項（当該情報提供業務の実施に当たつての中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者に対する配慮に関する事項を含む。）について経済産業大臣が定める指針に適合すると認められるものを、その申請により、自らの事業として中小企業に有用な情報を適切に提供することができる者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定情報提供機関」という。）は、次の業務を行うものとする。

一 次に掲げる情報を収集して整理し、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により、中小企業者の依頼に応じて提供すること。

イ 中小企業支援事業その他の中小企業の経営資源の確保を支援する事業の内容及びその実施の状況に関するもの

ロ 中小企業の経営診断の業務に従事する者の当該業務の内容

第十条～第十二条 (略)

(新設)

及びその実施の状況に関するもの

ハ 中小企業の事業活動の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の者の当該協力の内容及びその実施の状況に関するもの

二 前号に掲げる業務に関し、中小企業者の依頼に応じて助言を行うこと。

3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 情報提供業務に関する次に掲げる事項

イ 情報提供業務の内容

ロ 情報提供業務の実施体制（情報提供業務に係る情報の管理の方法を含む。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4 認定情報提供機関は、前項第一号又は第二号に掲げる事項に変

更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

（改善命令）

第十四条 経済産業大臣は、認定情報提供機関の情報提供業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定情報提供機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第十五条 経済産業大臣は、認定情報提供機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

（中小企業信用保険法の特例）

第十六条 第十三条第一項の規定の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一

（新設）

（新設）

（新設）

以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、情報提供業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業支援法第十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十三条第一項に規定する情報提供業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報提供機関協力業務）

第十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行う。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定情報提供機関協

（新設）

力業務)

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、その行う中小企業支援事業に関する情報の提供その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行う。

(報告及び検査)

第十九条 (略)

2| 経済産業大臣は、認定情報提供機関に対し、情報提供業務の実施状況について必要な報告を求めることができる。

3| 第一項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4| (略)

(罰則)

第二十条・第二十一条 (略)

第二十二条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役

(新設)

(報告及び検査)

第十三条 (略)

(新設)

2| 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| (略)

(罰則)

第十四条・第十五条 (略)

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員

員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人であつて、工業、<u>鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）</u>に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>二 常時使用する従業員の数が五人以下の個人であつて、商業又はサービス業（<u>次号の政令で定める業種を除く。</u>）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>三 <u>常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数</u>以</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人であつて、工業、<u>鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）</u>に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>二 常時使用する従業員の数が五人以下の個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>（新設）</p>

下の個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 前三号に掲げる個人の営む事業の経営に携わる個人（前三号に掲げる個人を除く。）

五 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第七号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの役員

六 常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの役員

七 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものの役員

八 特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として第一号から第三号までに掲げる個人又は前三号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするものに限る。）であつて、政令で定めるものの役員

2・3 (略)

三 前二号に掲げる個人の営む事業の経営に携わる個人（前二号に掲げる個人を除く。）

四 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの役員

五 常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものの役員

(新設)

六 特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として第一号若しくは第二号に掲げる個人又は前二号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするものに限る。）であつて、政令で定めるものの役員

2・3 (略)

第二章・第三章（略）

第二章・第三章（略）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p>	<p>第一条（略）</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第二条（略）</p>	<p>第二条（略）</p>
<p>2～4（略）</p>	<p>2～4（略）</p>
<p>5 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。</p>	<p>（新設）</p>
<p>6 この法律において「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな業務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作</p>	<p>（新設）</p>

成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

(振興基準)

第三条 (略)

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

八 (略)

3 振興基準は、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号

第二條第五項に規定する小規模企業者)の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 (略)

第四條 第七條 (略)

(振興基準)

第三条 (略)

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

(新設)

(新設)

六 (略)

(新設)

3 (略)

第四條 第七條 (略)

(特定下請連携事業計画)

第八条 二以上の特定下請事業者は、共同で行おうとする特定下請連携事業に関する計画（二以上の特定下請事業者が会社（一又は二以上の当該特定下請事業者が資本金の額又は出資の総額の二分の一以上を出資しているものに限る。以下「特定会社」という。）と共同で特定下請連携事業を行おうとする場合にあつては、当該二以上の特定下請事業者が当該特定会社と共同で行う特定下請連携事業に関するものを含む。以下「特定下請連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その特定下請連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 特定下請連携事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 特定下請連携事業の目標
- 二 特定下請連携事業の内容及び実施時期
- 三 特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者（特定会社を含む。）以外の事業者（以下「共同事業者」という。）がある場合又は特定下請連携事業の実施に協力する一般社団法人、一般財団法人その他の者（以下「協力者」という。）がある場合は、当該共同事業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表

(新設)

者の氏名

四 特定下請連携事業のために当該共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容

五 特定下請連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(認定の基準)

第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定下請連携事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであること。

二 当該特定下請連携事業に係る新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善が行われるものであること。

三 前条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項が特定下請連携事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(新設)

〔特定下請連携事業計画の変更等〕

第十条 第八条第一項の認定を受けた特定下請事業者（以下「認定特定下請事業者」という。）は、当該認定に係る特定下請連携事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定特定下請事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、当該認定に係る特定下請連携事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて特定下請連携事業が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 前条の規定は、第一項の認定に準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第十一条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資

（新設）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資

資産担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証(承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者(特定下請組合等の構成員であるものを含む。))に対する同項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」とする。

2 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業(以下「認定特定下請連携事業」という。))に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の

産担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証(承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者(特定下請組合等の構成員であるものを含む。))に対する売掛金債権を担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」とする。

(新設)

表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証（以下「特定下請連携事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第一項及び第三条の三第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>特定下請連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第三項</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>
<p>当該債務者</p>	<p>特定下請連携事業関連保証</p>	

<p>第三條の三第二項</p>	<p>当該保証をした</p>	<p>及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>
<p>当該債務者</p>	<p>特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした</p>	<p>特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>

3

中小企業信用保険法第三條の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同條第二項の規定の適用については、同條第一項中「二億円」とあるのは「四億円（下請中小企業振興法第十一條第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金（以下「特定下請連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同條第二項中「二億円」とあるのは「四億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

（新設）

4| 普通保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5| 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、下請振興関連保証又は特定下請連携事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定特定下請連携事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

（新設）

2| 流動資産担保保険の保険関係であつて、下請振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（新設）

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特定下請連携事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2

前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(資金の確保)

第十三条 政府は、承認計画又は認定計画に従つて振興事業又は特定下請連携事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)

第十四条 (略)

2 主務大臣は、認定計画に従つて特定下請連携事業を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(下請企業振興協会)

第十五条 (略)

第十六条 下請企業振興協会は、認定特定下請事業者その他の下請事業者に対する下請取引のあつせんその他の業務について、下請事業者の下請取引の実態その他の事情に配慮しつつ、公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

(主務大臣等)

第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

(資金の確保)

第九条 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)

第十条 (略)

(新設)

(下請企業振興協会)

第十一条 (略)

第十二条 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

(主務大臣等)

第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

<p>一 (略)</p> <p>二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十四条第一項の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。</p> <p>三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>2 第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十八条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(罰則)</p> <p>第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした</p>

2
た者は、五十万円以下の罰金に処する。
(略)

2
者は、五十万円以下の罰金に処する。
(略)

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）<u>、</u>当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に<u>かんが</u>み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）<u>、</u>当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただ</p>

当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。））、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。

イ〜ハ（略）

一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）の出資を行うこと。

一の三〜四（略）

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。）の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）の応募その

し、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。））、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。

イ〜ハ（略）

一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）の出資を行うこと。

一の三〜四（略）

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。）の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）の応募

他の方法による取得（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。）を行うこと。

六・七（略）

八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者（イ、ロ又はニに定める者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためとするものを行うこと。

イ 第二号の規定による小口の事業資金の貸付けに係る債務
沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むもの

ロ 第四号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する者

ハ 第五号の規定による貸付け又は同号の規定により公庫が取得した社債に係る債務 沖縄において事業を行う中小企業者

ニ 前号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する政令で定める者

九（略）

2
5（略）

その他の方法による取得（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。）を行うこと。

六・七（略）

（新設）

八（略）

2
5（略）

第十九条の二～第二十三条 (略)

第四章～第七章 (略)

第十九条の二～第二十三条 (略)

第四章～第七章 (略)

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「小規模事業者」とは、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数以下のものをいう。</p> <p>一 製造業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二十人</p> <p>二 商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 五人</p> <p>三 政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 当該業種ごとに政令で定める数</p> <p>第三条～第二十五条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「小規模事業者」とは、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下のものをいう。</p> <p>第三条～第二十五条（略）</p>

改正案		現行	
目次（略）	第一章～第六章（略）	目次（略）	第一章～第六章（略）
別表第一（略）		別表第一（略）	
別表第二（略）		別表第二（略）	
九	<p>一～八の三（略）</p> <p>前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者（別表第一第十四号の中欄に掲げる者以外の者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限</p>	九	<p>一～八の三（略）</p> <p>前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～3（略）</p> <p>（新設）</p>

	<p>る。)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。</p>
<p>注 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別表第三、別表第五 (略)</p>	

<p>注 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別表第三、別表第五 (略)</p>	

改正案	現行
<p>（公庫が行う貸付け）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により沖繩振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖繩振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業改良資金融通法第三条第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同号に規定する者（イ、ロ若しくはニに定める者又は同号に規定する者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。</p>	<p>（公庫が行う貸付け）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により沖繩振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖繩振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号、第三十二条第二項及び第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第十九条第一項第八号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。</p>

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第十三条 削除

（小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例）

第十三条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者が政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。

2 前項の規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～六 （略） 七 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務を行うこと。 八・九 （略） 2 （略）</p>	<p>（業務の範囲） 第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～六 （略） （新設） 七・八 （略） 2 （略）</p>

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業信用保険法の特例） 第六十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一 第一項第一号に規定する地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業信用保険法第二條第三項に規定する小規模企業者（次号において「小規模企業者」という。）</p> <p>二（略）</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（中小企業信用保険法の特例） 第六十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一 第一項第一号に規定する地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業信用保険法第二條第二項に規定する小規模企業者（次号において「小規模企業者」という。）</p> <p>二（略）</p> <p>5・6（略）</p>

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第三十一条 削除	<p>（小規模企業者等設備導入資金助成法に関する特例）</p> <p>第三十一条 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第四項に規定する貸与機関が、認定中核的支援機関の地位を兼ねる場合における同法第十四条の規定の適用については、同条第一号中「全額」とあるのは、「二分の一以上」とする。</p>

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第三十四条（略）		第三十四条（略）	
2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るもの についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るもの についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
第三條第三項 （略）	（略）	第三條第三項 （略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
借入金（手形の割引）の割引の場合は手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払	借入金（手形の割引）の割引の場合は手形 の支払、電子記録債 権の割引の場合は電 子記録債権に係る債 務の支払	借入金（手形の割引）の割引の場合は、手 形の支払	借入金（手形の割引） の割引の場合は、手 形の支払
特定信用状発行契約に基づく債務の弁済	特定信用状発行契約に 基づく債務の弁済	特定信用状発行契約に 基づく債務の弁済	特定信用状発行契約に 基づく債務の弁済
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第三條第四項	借入金（手形の割引） の場合は手形の割引 により融通を受けた	第三條第四項	借入金（手形の割引） の場合は、手形の割 引により融通を受け
場合における前項に規定する中小企業者の外国関係法人の外国銀行	場合における前項に規定する中小企業者の外国関係法人の外国銀行	場合における前項に規定する中小企業者の外国関係法人の外国銀行	場合における前項に規定する中小企業者の外国関係法人の外国銀行

		第五条	
(略)	資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金は、中小企業者	等からの借入金は、当該中小企業者	弁済
(略)	借入金（手形の割引の場合は手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務。以下同じ。） 社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。） 又は特定支払債務	特定信用状発行契約に基づく債務	弁済

		第五条	
(略)	た資金は、中小企業者	等からの借入金は、当該中小企業者	弁済
(略)	借入金（手形の割引の場合は、手形債務。以下同じ。） 社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。） 又は特定支払債務	特定信用状発行契約に基づく債務	弁済

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第三十六条 削除

(認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)

第三十六条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関(以下この条において「貸与機関」という。)が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業(以下この条において「設備資金貸付事業」という。)に係る貸付金であつて、認定中小企業経営資源活用計画に従つて同条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用権(同条第七項に規定するプログラム使用権をいう。)に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき貸与機関が必要と認められた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

(認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用

を実施する中小企業者とみなす場合) 第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。	
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成	第三十五条第
(削る)	(削る)
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項に規定する特定補助金等の交付を平成二十八年三月三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同条第一項各号に掲げる中小企業者	第三十五条第一項、第三項及び第四項

を実施する中小企業者とみなす場合) 第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。	
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成	第三十五条第
を実施するもの	第三十六条
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画を作成し、これを平成二十八年三月三十一日までに行政庁に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けた同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業	第三十五条第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条

十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項第六号の助成を平成二十八年三月三十一日まで申請し、当該助成に係る同法第二条第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げる中小企業者

一項から第四項まで及び第三十七条

十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項第六号の助成を平成二十八年三月三十一日まで申請し、当該助成に係る同法第二条第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げる中小企業者

一項から第四項まで、第三十六条及び第三十七条

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>十七 中小企業支援法第十八条の規定による協力を行うこと。</p> <p>十八・十九（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十五号及び第十六号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する業務（以下この項において「共済事業及び共済事業に 同条第一項第十八号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託すること ができる。）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十七・十八（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十五号及び第十六号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する業務（以下この項において「共済事業及び共済事業に 同条第一項第十七号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託すること ができる。）</p> <p>3・4（略）</p>

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号に掲げる業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。）、同項第十一号から第十四号までに掲げる業務、同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号に掲げる業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。）、同項第十一号から第十四号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会

(略)

計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開發のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

附則

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)

計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開發のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

附則

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第十八条第一項 第一号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第七号に掲 げる業務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第七号に掲げる業務並びに 附則第八条の業務

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第十八条第一項 第一号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第六号に掲 げる業務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第六号に掲げる業務並びに 附則第八条の業務

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>（食品流通構造改善促進法の特例）</p>	<p>（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例）</p> <p>第十八条の二 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関（以下この条において「貸与機関」という。）が行う同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業（以下この条において「設備資金貸付事業」という。）に係る貸付金であつて、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて同法第二条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用权（同条第七項に規定するプログラム使用权をいう。）に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用权につき、貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。</p> <p>（食品流通構造改善促進法の特例）</p>

第十八条の二 (略)

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「地域産業集積形成法」という。）第十八条の二第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業集積形成法第十八条の二第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域産業集積形成法第十八条の二第一項各号に掲げる業務

第十八条の三 (略)

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「地域産業集積形成法」という。）第十八条の三第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業集積形成法第十八条の三第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域産業集積形成法第十八条の三第一項各号に掲げる業務

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条 削除</p>	<p>（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例）</p> <p>第九条 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関（以下「貸与機関」という。）が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業（以下「設備資金貸付事業」という。）に係る貸付金であつて、認定農工商等連携事業計画に従つて同条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用权（同条第七項に規定するプログラム使用权をいう。）に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用权につき、貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。</p>

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第九条 削除	<p>（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例）</p> <p>第九条 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関（以下「貸与機関」という。）が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業（以下「設備資金貸付事業」という。）に係る貸付金であつて、認定商店街活性化事業者の組合員又は所属員である同条第一項に規定する小規模企業者等が認定商店街活性化事業計画に従つて設置する設備又は取得するプログラム使用権（同条第七項に規定するプログラム使用権をいう。）に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき、貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。</p>

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百二十九条 削除</p>	<p>（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例） 第百二十九条 政令で定める都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者が平成二十三年三月十一日以後に受ける同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期間を十年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりその償還期間が同項の政令で定める期間とされた小規模企業者等設備導入資金助成法第二条第四項に規定する貸与機関は、同法第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、九年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができる。</p>

정